

## 広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度実施要領

### 1 趣 旨

この要領は、広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度（以下「登録制度」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 目 的

「仕事と家庭の両立」支援に取り組むことを宣言する企業等を、県が登録して支援するとともに、当該企業等の取組内容を県内外に広く紹介することなどにより、企業等における次世代育成支援対策及び仕事と生活の調和の推進と、社会的気運の醸成を図る。

### 3 募集方法等

#### (1) 募集対象

広島県内に所在する企業等

#### (2) 募集内容

企業等のトップ自らによる、労働者の仕事と子育ての両立や地域における子育て等を支援する旨の取組宣言（次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）に基づく一般事業主行動計画策定届により都道府県労働局に届け出た取組内容の公表）及び仕事と介護の両立を支援する旨の取組宣言（取組内容の公表）

#### (3) 募集方法

取組宣言書（様式1号）を県に提出させる。

### 4 登録基準等

(1) 県は、応募のあった企業等（以下「応募企業等」という。）の宣言する取組内容を確認し、登録基準に適合すると認められるときは、当該応募企業等を登録する。

(2) 登録基準は、次のとおりとする。（ア、イ及びエは必須。）

ア 都道府県労働局に一般事業主行動計画を策定した旨を届け出ていること、又は次世代法第15条の2の規定による認定（以下「特例認定」という。）を受けていること

イ 都道府県労働局に一般事業主行動計画を策定した旨を届け出ている場合にあつては、一般事業主行動計画に定めた事項のうち、次に掲げる事項のいずれかについて、取り組むことを宣言（公表）すること（1つでも可。）、特例認定を受けている場合にあつては、次世代法第15条の3第2項の規定による次世代育成支援対策の実施の状況の公表をすること

① 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備に関する事項

② 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備に関する事項

③ ①及び②以外の次世代育成支援対策に関する事項

ウ イに加えて、介護を行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備に関する事項について取り組む場合は、その内容を宣言（公表）すること

エ 宣言する取組内容が、応募企業等の現状を少しでも前進させるものであること

- (3) 登録の有効期間は、登録日から一般事業主行動計画の計画期間の終期又は令和7年3月31日のいずれか早い日までとする。

## 5 登録の効果等

- (1) 県は、登録した企業等（以下「登録企業等」という。）に登録証（様式2号）を交付するとともに、県ホームページ及び県広報媒体を活用して広報する。
- (2) 県は、登録企業等に対し、県の定める登録マークを企業案内等に使用することを認める。
- (3) 県は、登録企業等に対し、情報提供や助言等の支援に努める。

## 6 取組状況の確認

- (1) 県は、必要に応じて、登録企業等の取組状況について調査、確認することができる。
- (2) 登録企業等は、登録期間満了後、すみやかに取組状況について報告すること（様式3号）。

## 7 登録の更新

- (1) 登録企業等が登録の更新を希望する場合は、取組宣言書（様式1号）を登録証の有効期間満了日までに提出しなければならない。
- (2) 県は、取組宣言書を提出した登録企業等の取組内容を確認後、登録の更新を認めるときは登録証（様式2号）を交付する。この場合において、更新後の登録証の有効期間は、更新前の登録証の有効期間満了日の翌日から一般事業主行動計画の計画期間の終期又は令和7年3月31日のいずれか早い日までとする。

## 8 登録の取消し

- (1) 県は、企業等が登録企業等として適当でなくなると認めるときは、登録を取り消すことができる。
- (2) 登録の取消しがあった場合、企業等は、遅滞なく県に登録証を返納する。

## 9 登録企業等の支援募集

登録企業を支援しようとする者は、事前に、登録企業支援申込書(様式4号)を県に提出し協議するものとする。

## 10 その他

- (1) 仕事と子育ての両立等に関する事項は働き方改革推進・働く女性応援課が担当し、仕事と介護の両立に関する事項は雇用労働政策課が担当する。
- (2) この要領に定めるもののほか、登録制度などに関し必要な事項は、働き方改革推進・働く女性応援課長と雇用労働政策課長が別に協議して定める。

### 附 則

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成19年2月9日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則  
(施行期日)

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に登録証の交付を受けている企業等の登録の有効期間については、改正後の規定にかかわらず、当該登録証の有効期間までとする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年11月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年1月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年9月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

## 仕事と家庭の両立支援取組宣言

労働者の仕事と子育ての両立や、地域における子育て等を支援するため、次の取組を行うことを宣言します。(宣言する取組内容に○をしてください。)

※ 次世代育成支援対策推進法第15条の2の規定による認定を受けている場合は、その旨を登録内容13表彰・受賞歴等に記載してください。

### 取組内容

- I 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備に関する事項
- II 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備に関する事項
- III I及びII以外の次世代育成支援対策に関する事項

上記の取組に加えて、労働者の仕事と介護の両立等を支援するため、次の取組を行うことを宣言します。(宣言する取組内容に○をしてください。)

### 取組内容

- IV 介護を行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備に関する事項

年 月 日

広島県知事様

(ふりがな)  
企業等の名称  
代表者役職名・氏名

登録内容はホームページ等へ掲載します。 ※は必須記入項目です。

1*	企業等の名称	(省略：上記記載のとおり)
2*	業種  (主な業種1つに○をつけてください)	1 農業、林業      2 漁業      3 鉱業、採石業、砂利採取業 4 建設業          5 製造業      6 電気・ガス・熱供給・水道業 7 情報通信業      8 運輸業、郵便業      9 卸売業、小売業 10 金融業、保険業      11 不動産業、物品賃貸業 12 学術研究、専門・技術サービス業      13 宿泊業、飲食サービス業 14 生活関連サービス業、娯楽業      15 教育、学習支援業 16 医療、福祉      17 複合サービス事業 18 サービス業(他に分類されないもの)      19 分類不能の産業

3*	規 模	常用労働者 人(うち男性 人, 女性 人)
4*	事 業 概 要	
5*	郵 便 番 号 ・ 所 在 地	〒
6*	電 話	
7	F A X	
8*	一般事業主行動計画の概要	(省略：添付された一般事業主行動計画の写しのとおり)
9	仕事と介護の両立支援の取組 内 容 (取組宣言でIVを選択した場合)	
10*	仕事と家庭の両立自慢	
11	男性の育児休業等取得促進に 向けた取組自慢	
12	ホームページアドレス	
13	表 彰 ・ 受 賞 歴 等 (該当がない場合は記載する 必要はありません。)	
14*	トップからのメッセージ	

登録証の郵送，登録マークの送付先となります。ホームページには掲載されませんが，必ず記入してください。

担 当 者	氏 名	
	所 属 ・ 職 名	
	電 話	
	メ ー ル ア ド レ ス	

※担当者が変わりましたら下記の応募先にご連絡いただきますようお願いいたします。

**【添付資料】**

- 1 (任意様式) 一般事業主行動計画の写し
- 2 一般事業主行動計画策定・変更届 (労働局の受領印のあるもの) の写し
- 3 (様式3号) 登録企業取組実施報告書 (登録を更新する企業のみ)

応募方法

1. 電子申請システム      2. FAX      3. 郵送

応募先

〒730-8511 広島市中区基町10-52  
広島県 商工労働局 働き方改革推進・働く女性応援課 働く女性応援グループ  
電話 082-513-3419      FAX 082-222-5521



広島県電子申請システム：  
[https://s-kantan.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=9197](https://s-kantan.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=9197)

問い合わせ先

応募方法及び仕事と子育ての両立等に関すること

広島県 商工労働局 働き方改革推進・働く女性応援課 働く女性応援グループ  
電話 082-513-3419      FAX 082-222-5521

仕事と介護の両立に関すること

広島県 商工労働局 雇用労働政策課 労働環境整備推進グループ  
電話 082-513-3411      FAX 082-222-5521

(登録番号 《登録番号》)

# 広島県仕事と家庭の両立支援企業登録証

《 所 在 地 》

《 企 業 等 名 称 》



貴社を広島県仕事と家庭の両立支援企業として  
登録します

登録期間 年 月 日まで

年 月 日

広島県知事 《 知 事 名 》

## 登録企業取組実施報告書

年 月 日

広島県商工労働局長様  
(働き方改革推進・働く女性応援課)

所 在 地  
名 称  
代表者役職・氏名

「仕事と家庭の両立支援」の取組実施状況等については、次のとおりです。

<p>1 一般事業主行動計画に基づく進捗状況について該当するものに○をしてください。※必須</p>	<p>ア 計画どおり実施できた イ 一部実施できた ウ 実施できなかった</p>
<p>2 取組を実施したことによる効果について該当するものに○をしてください。(複数回答可)※必須</p>	<p>ア 従業員に対する制度の認知度向上 イ 女性の産前産後・育児休業取得者の増加 ウ 男性の産前産後・育児休業等取得者の増加 エ 育児休業等取得促進のための具体的な取組の設定・着手(男性従業員を対象とした取組を含む) オ 出産・育児を理由とした退職者の減少 カ 介護休業取得者の増加 キ 介護を理由とした退職者の減少 ク 従業員の定着率の向上 ケ 所定外労働時間の削減 コ 年次有給休暇取得率の向上 サ 企業のイメージアップ シ 新規採用者の増加 ス その他( )</p>
<p>3 2で○をした取組のうち1つ以上について具体的な効果を記述してください。※必須</p>	
<p>4 取組実施後の課題、今後の計画に取り入れたい内容など自由に記述してください。</p>	

担当者	氏 名	
	所 属 ・ 職 名	
	電 話	
	メ ー ル ア ド レ ス	



## 登録企業支援申込書

「広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度」に登録した企業を支援します。

年 月 日

広島県知事 様

(ふりがな)  
企業等の名称  
代表者役職名・氏名

1	企業等の名称	(省略：上記記載のとおり)
2	業種	
3	規模	常用労働者 人
4	事業概要	
5	所在地	(〒 )
6	電話	
7	F A X	
8	支援内容	
9	U R L	

担当者

氏名	
所属・職名	
連絡先	
メールアドレス	

問い合わせ先  
〒730-8511 広島市中区基町10-52  
広島県 商工労働局 働き方改革推進・働く女性応援課 働く女性応援課